給食費は一食90円

勤労者の給食施設 今秋完成目ざす

設立準備委員会 事業主の協力呼びかける

安くて、うまくて、栄養のある給食を―と、勤労者給食施設々立準備委員会（川上秀嗣委員長）は、勤労者の給食施設の建設に取り組み、今秋の完成を目ざして準備を進めています。この給食施設が完成すると、市内の十人以上の従業員がいる事業所はもちろん、小須戸、味方、月潟、中之口、黒埼の一町四村にも給食を配達しますので、この配達区域の事業主には「同施設々立の趣旨」を説明し、理解と協力を呼びかけてきました。この施設を、事業主や勤労者の協力で発足させ、育ててゆきたいものです。

利用者三千五百人目標

勤労者の給食施設を建てるための準備は、同施設々立準備委員会で進めていますが、近く協同組合を設立し、組合設立後は、建設の準備、施設の運営などを組合が行なうことになります。

なお、給食が開始された場合の給食費は、組合員が一食九十円で、非組合員は五円高の九十五円となっています。

和泉部落に建設

建設予定地は下の図の和泉部落で、敷き地は一千九百八十坪（六百坪）、建て物面積七百二十六平方㍍（百二十坪）、総工費約五千万円を見込んでいます。そして工事費の内訳は、組合員の出資金など約一千百万円、厚生年金や県からの借り入れ金約四千万円を予定しています。この施設が完成すると、最高三千五百人分の米飯給食をつくることができますが、いまのところ最低二千五百人の利用者があれば運営できる見込みですので、同準備委員会は、その確保に全力を上げています。

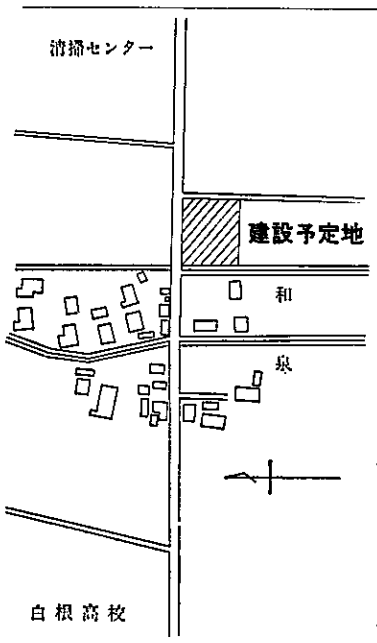

配達の方法と給食の範囲

配達の方法は、車四台でいまの学校給食と同じようなコンテナを使い、供給の範囲は、前記の一市一町四村の、従業員十人以上の事業所を対象にしています。

なお、配達の関係で十人以上の事業所を対象にしていますが、従業員が二、三人の事業所でも、一か所にまとめて利用することもできますし、配達の通り道なら少ない数でも配達しますので、利用しようと思う事業主や従業員は、同準備委員会事務局の市役所商工課（電話七二―二一一一）へ問い合わせください。

いままでの経過

勤労者の給食施設をつくるため、十月十八日、第一回の勤労者給食施設調査懇談会を開き、その後二回懇談会を開きました。そして十二月十二日の四回目の懇談会で、給食施設々立準備委員会をつくる相談がまとまり、同月二十三日、設立準備委員会が正式に発足しました。その後、土地や給食センターの規模、資金繰り、運営方法などの具体的な計画を決め、十二月二十七日、県へ計画案を提出しました。ことしにはいって同準備委員会は各事業所をまわり、二月上旬までに希望者をまとめ、協同組合が発足したらすぐ工事にかかり、今秋操業したいと考えています。

私の意見 学校統合

警察署の新庁舎建設予定地 決まる

―市内能登の新潟交通跡―

白根警察署の新庁舎建設予定地が、市内能登の旧新潟交通株式会社跡地（理研通りと国道の四ッ角）に決まりました。新庁舎の建設予定地の面積は、約二千五百五十平方㍍（七百七十二・七九坪）で、三千二百五十万円で売買契約が済みましたが、着工の時期など、詳しいことはまだ決まっていません。

不用犬の買い上げ

1.期日　二月二十五日。
2.臼井駐在室前―午後一時～一時三十分、市役所前―午後二時～三時、茨曽根駐在室前―午後三時三十分～四時。
3.持参品　不用犬の所有者は印鑑を持ってくること。ただし、中学生以下の人が持ってきた場合は買いません。
4.買い上げの基準　生きた犬で生後九十日以上は一頭百円、九十日未満は五十円。

市民カルタ大会

1.期日　二月十五日午後一時三十分から。
2.場所　産業厚生会館。
3.対象者　市民ならだれでも参加できますので、希望者は、会場へ時間までにお出かけください。
4.主催　市公民館白根分館

魚町　第三　佐久間安治

学校統合のアンケート結果を見て、私なりに感じたことを述べてゆきます。私の学校統合の基本的な考えは①中の口川対岸の広域化を考えて進める②経費のむだをなくするため、使用できる校舎はできるだけ使用する③教育委員会の広域化を実現する④生徒が多くなれば競争心が強くなるのだから、適正規模校にこだわることなく、大きくなっても良い―という四点です。

学校統合が進まない理由

1.市の計画案が実情に合わないからだと思います。それは、四十一年に発表した「学校統合計画修正試案」のうち、実現したのは、鯵潟分校を白根小学校に吸収統合したものだけだということを見ればわかると思います。

2.複雑な政治勢力がさまたげになっていると思います。それは、市議会の一般質問でその半分くらいが学校統合の質問だといわれているのに実現していないことでわかると思います。

今後の進め方

小学校＝白根小を分割して

広域化を考えて

中学校は白根に二校を

白根地区内に二校つくることは経費のむだだと思います。白根小はそのまま白根中校舎を使用して一校を、また、小林小と戸頭小は統合して一校をつくることが良いと思います。そうでなければ、白根、小林、戸頭の三小学校を一校に統合して、白根中校舎を使用することが良いと思います。白根小を二校に分割するのが成功しないのは、後記の見附市の場合（例一）を見ればわかると思います。

中学校＝アンケートでは、二校、三校という意見がありましたが、どの意見でも、校舎の位置として理想的な場所は出てこないと思います。そこで、将来の広域化を考慮して、白根地区内の新富月橋付近（東亜造船跡）と味方橋付近に一校ずつ建てることが良いと思います。その場合、まず新富月橋付近に一校を建て、将来、財政の見おしがついたときに味方橋付近に建てた方が良いと思います。

そうすれば、広域化が実現したとしても、両校とも中心部になるし、電車通学、国道利用のスクールバスなどを考えても適当な場所だと思います。このことは①交通事情が悪かった戦前、白根小の高等小学校へ十数か校の尋常小学校からかよってきた②後記の山地が多い村松町（例二）で成功している―などを考えれば、平地で交通事情の良い当市では、決して無理なことではないと思います。

例一＝見附市では、刈谷田川対岸の名木野小学校の学級数を維持するため、見附小の校区を二つに分割したが、見附町部の生徒は堂々と集団越境入学し、失敗しています。この場合、進学熱の強い昨今競争心の強い大きな学校へ集中したものと考えます。

例二＝村松町では、町村合併したとき、町内の全中学校を統合して中学校を二校つくり成功しています。この場合、村松地内の愛宕中学校を残し、同じ村松地内に山王中学校を新設し愛宕中学校の校区を一部分割したものです。

3.二か所以上から所得を受けている人で、従たる給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の所得の金額との合計が五万円をこえる人（ただしその年の給与の合計額が、次の各種控除額との合計額以下で、しかも、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が五万円以下の人は申告する必要はありません。控除額＝三十万円、社会保険料控除の額、小規模企業共済掛け金控除の額、生命保険料控除の額、損害保険料控除の額、障害者、老年者、寡婦、勤労学生の各控除の額、配偶者控除の額、扶養控除の額）

4.家事使用人などで、給与の支給を受けるときに所得税を源泉徴収されないことになっている人。

5.同族会社の役員や、これらの人と親族関係にある人でその会社から給与のほかに貸し付け金の利子、店舗や工場などの賃貸料、機械器具の使用料などを受けている人。

税の知識

所得税と贈与税の申告

期限は三月十六日

忘れずに手続きを

ことしも所得税の確定申告と贈与税の申告時期がきました。確定申告の受け付けは、2月16日から3月16日までの1か月間ですが、市ではみなさんの便宜をはかるため各地区ごとに申告の受け付けと相談に応じています。各地区の日程の案内は、あとで申告書の用紙や説明書などといっしょに送りますので、指定された日に会場へお出かけください。もし当日都合が悪い場合は、市役所税務課へ連絡し、申告期限までに手続きを済ませるように↗してください。なお、申告書に記入するときの注意点、申告の案内が届かなくても申告しなければならない人―などは次のとおりですので、わかりにくいところは市役所税務課（電話72-2111）か新潟税務署（電話新潟29-2151）へ問い合わせください。もし期限までに申告と納税をしないと、無申告加算税や延滞税がかかったり、延納ができなくなったりしますので、期限内に忘れずに申告と納税をしてください。

申告しなければならない人

昭和四十四年中の所得金額が、基礎控除や配偶者控除、扶養控除などの額の合計額をこえる人（ただし、所得金額からこれらの控除額をひいた金額をもとにして計算した税額が、配当控除の額以下となる人は、申告する必要がありません）は確定申告をしなければなりません。

サラリーマンで申告しなければならない人

普通、サラリーマンは年末調整で税額が精算されますので、確定申告をする必要はありませんが、次の人は申告しなければなりません。

1.給与の収入金額が五百万円をこえる人。
2.一か所だけから給与を受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が、年間五万円をこえる人。

申告で税金が返ってくる人

確定申告をする義務のない人でも、源泉徴収された税額や、予定納税をした税額が納め過ぎになる人は、確定申告をすると納め過ぎの税金が返ってきます。

1.配当や原稿料の収入が少なく、そのほかの所得も多くない人。
2.サラリーマンで、医者にかかった場合の医療費控除や雑損控除、寄付金控除を受けることができる人。
3.昭和四十四年の途中で退職したサラリーマンで、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった人。
4.予定納税をしている人で確定申告をする必要がなくなった人。

申告のとき必要な書類

確定申告をするとき、申告書に添付したり提示したりする書類は次のとおりですから、前もってご用意ください。なお、次に紹介するうちの2から4までの保険金や掛け金で、年末調整のときに給与所得から控除した分は、改めて添付したり提示したりする必要はありません。

1.医療費を支払ったため医療費控除を受ける場合は、支払った医療費の領収書。
2.小規模企業共済掛け金の場合は、支払った掛け金の領収書（第一種共済契約がその対象となり、第二種共済契約は3の生命保険料控除の対象となります）
3.生命保険料の控除を受ける場合は、昭和四十四年中に支払った生命保険料（契約者配当金がある場合は、それをひいた残額）が、一つの契約で九千円をこえるときはその保険料の証明書。
4.損害保険料の控除を受ける場合は、昭和四十四年中に支払った保険料の証明書。
5.昭和四十四年中に特定寄付金（国や県、市などの地方公共団体への寄付金や大蔵大臣が指定した寄付金などの特定の寄付）をしたため寄付金控除を受ける場合は、寄付金を受け取った人の領収書など
6.給与所得のある人は勤務先から受け取った源泉徴収票

有利な方を選べます

公債、社債、預金の利子、証券投資信託の収益の分配金、源泉分離課税などを選択した配当所得などは、確定申告をする必要はありませんが、次の場合はどちらか有利な方を選ぶことができます。

1.源泉分離課税を選択しない配当所得でも、一銘柄につき、一回の配当金額が二万五千円（年一回決算の場合は五万円）以下の場合は、確定申告をしないで、源泉徴収だけで済ませるか、確定申告をして税金を精算するか、どちらか有利な方を選ぶことができます（確定申告で精算した場合、源泉徴収された税金が返ることもあります）
2.個人が、土地や建て物などを売ったり交換したりした場合にかかる譲渡所得税は、他の所得と分けて計算する方法と、他の所得と合わせて計算する方法の二つがあり、昭和四十四年分だけは、どちらか有利な方を選ぶことができます。なお、居住用財産や事業用資産の買い換えには、手続きをすれば、税金が軽くなったりかからなくなったりする場合もありますので、詳しくは新潟税務署資産税係へ問い合わせください。

その他の注意点

1.所得税の確定申告をする人は、個人事業税、住民税の申告をする必要はありませんが、所得税の確定申告書の「住民税、事業税に関する事項欄」は、忘れずに記入してください。
2.死亡以外の理由で、人から不動産、株式、現金などの財産をもらった場合にかかる贈与税の申告と納税は、二月一日から三月十六日までに新潟税務署へしてください。
3.贈与税の申告をしなければならない人は①四十四年中に四十万円をこえる額をもらった人②四十四年中にもらった金額が四十万円以下でも、ひとりの人から二十万円をこえる贈与を受け、しかも前年か前々年に同じ人から二十万円をこえる贈与を受けていた場合の人です。